

介護保険課からの 報告・連絡事項

岐阜市 福祉部 介護保険課 給付係

目次

基準緩和型訪問介護サービスについて P.3

基準緩和型デイサービスの見直し P.7

軽度者に係る福祉用具貸与「車いす」「車いす付属品」
について P.9

住宅改修について P.12

給付制限について P.17

基準緩和型訪問介護サービス(訪問型サービスA)について

令和5年4月より基準緩和型訪問介護サービス(訪問型サービスA)を開始します。

事業の内容

訪問介護相当サービス基準の一部を緩和した基準です。

介護予防・生活支援サービス事業(介護保険法に基づく第1号事業)の訪問型サービス(第1号訪問事業)に位置づけられます。

サービス内容は生活援助のみです。

単位及び単価

<基本報酬単位>
利用1回ごとの設定

◆1単位当たりの単価

1単位当たりの単価は、岐阜市の地域区分(6級地)単価と同じです。
訪問介護相当サービスと同じく、**10.42円**となります。

◆単位

1回あたりの単位設定

訪問介護費の生活援助が中心である場合の単位や総合事業の訪問型サービス費(訪問介護相当サービス)の単位を基にして、基準緩和型訪問介護サービスの単位数を決定する予定です。確定次第お知らせします。

◆加算・減算

初回加算：200単位

同一建物減算：所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定します

◆対象者

要支援 1・2、事業対象者

身体介護を必要としない、日常の掃除、洗濯などの家事支援を必要とする方です。

◆利用回数

要支援 1・2、事業対象者ともに週2回まで

※訪問介護相当サービスと組み合わせる場合は、それぞれ1回あたりの単位を用います。

1回あたりの単位で訪問介護相当サービスと組み合わせる場合、月の合計単位が国の定める包括単位以下となるようにする必要があります。

→週1回程度の訪問が必要な方は1,176単位以下、週2回程度の訪問が必要な方には2,349単位以下で組み合わせます。

※総合事業におけるサービス種類コード

コード表については、3月下旬ごろホームページに掲載します。

サービスコードは「A3」になる予定です。

◆サービス内容

訪問介護の生活援助の範囲内

利用時間は1回あたり60分程度を想定しています。

◆利用者負担

介護給付の負担割合と同じ。(1割・2割・3割)

◆利用限度額

要支援1・事業対象者 5,032単位

要支援2 10,531単位

※予防給付の区分支給限度額の範囲内で予防給付と総合事業(現行相当及び基準緩和型)を一体的に給付管理します。

※基準緩和型訪問介護サービスと総合事業の訪問型サービス費(訪問介護相当サービス)とを併用できます。

基準緩和型デイサービス(通所型サービスA)の見直し

基準緩和型デイサービスとは

通所型サービスには、従来の介護予防通所介護に相当するもの（通所介護事業者の従事者によるサービス）と、それ以外の多様なサービスがあります。

多様なサービスのひとつである、基準緩和型デイサービス（通所型サービスA）は、緩和した基準によるサービスです。

岐阜市 基準緩和型デイサービス

生活機能向上のための機能訓練等を日帰りで受けるサービスです。送迎の有無、入浴の有無により、料金が選択できるサービスです。

(1) 報酬単価

2時間以上・送迎・入浴あり	375単位/回	・2時間以上・送迎なし・入浴あり	350単位/回
2時間以上・送迎あり・入浴なし	350単位/回	・2時間以上・送迎・入浴なし	325単位/回

(2) 利用対象者 要支援1・2、事業対象者

(3) 利用回数 週1回

利用者や事業者からの要望、近隣都市の状況などを踏まえて、令和5年4月利用分から利用回数を見直す予定です。

利用回数の見直し

要支援2の人

●現在

週に1回までの利用



●令和5年4月より

週に2回までの利用

要支援1・事業対象者については変更なし(週に1回までの利用)

軽度者(要支援1・2、要介護1)に係る指定福祉用具貸与のうち 「車いす」「車いす付属品」について

軽度者（要支援1・2、要介護1）に係る指定福祉用具貸与については、その状態から見て使用が想定しにくい「車いす」「車いす付属品」他（「対象外品目」という）に対しては、原則として算定できません。

しかし利用者等告示第三十一号のイで定める状態像に該当する者については、軽度者であっても、その状態像に応じて利用が想定される対象外品目について指定福祉用具貸与費の算定が可能であり、その判断基準が示されています。算定する場合は「軽度者に対する福祉用具貸与の届出書及び添付書類」が必要となります。

算定可否の判定基準(車いす・車いす付属品のみ抜粋)

対象外種目	貸与が認められる場合 (厚生労働大臣が定める者のイ)	可否の判断基準 (厚生労働大臣が定める者のイに 該当する基本調査の結果)
ア 車いすおよび車いす付属品 ※ (1) (2) のいずれか	(1) 日常的に歩行が困難な者	基本調査1-7：歩行「3.できない」
	(2) 日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者	(主治の医師から得た情報及び福祉用具専門相談員のほか軽度者の状態像について適切な助言が可能者が参加するサービス担当者会議等を通じた適切なマネジメントにより判断)

(3) 前ページの(1)・(2)にかかわらず、次の i) から iii) までのいずれかに該当する旨が医師の医学的な所見に基づき判断され、かつ、サービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより福祉用具貸与が特に必要である旨が判断されている場合にあっては、これらについて、市が書面等確実な方法により確認することにより、その要否を判断することができる。

i) 疾病その他の原因により、状態が変動しやすく、日によって又は時間帯によって、頻繁に利用者等告示第三十一号のイに該当する者（例 パーキンソン病の治療薬による ON・OFF 現象）

ii) 疾病その他の原因により、状態が急速に悪化し、短期間のうちに利用者等告示第三十一号のイに該当することが確実に見込まれる者（例 がん末期の急速な状態悪化）

iii) 疾病その他の原因により、身体への重大な危険性又は症状の重篤化の回避等医学的判断から利用者等告示第三十一号のイに該当すると判断できる者（例 ぜんそく発作等による呼吸不全、心疾患により心不全、嚥下障害により誤嚥性肺炎の回避）

「軽度者に対する福祉用具貸与の届出書及び添付書類」 の有無について

軽度者に対する福祉用具貸与の届出は、必要な場合と必要でない場合があります。

■自走用車いす又は介助用車いす

⇒現時点においては、届出は要しないものの、届出しない場合でも、判断した根拠書類の作成・保管は必要です。(届出が望ましい)

■電動型車いす(セニアカー並びにセニアカーと同等の機能を有するもの)

⇒届出が必要です

「軽度者に対する福祉用具貸与の届出書」の添付書類

- ①医師の意見書、医師の診断書、介護支援専門員が聴取した居宅サービス計画に記載する医師の所見のうちいずれかで貸与が必要である旨のコメントが記載されているもの
- ②居宅サービス計画第4表サービス担当者会議の要点

住宅改修について

<住宅改修>

生活環境を整えるための小規模な住宅改修に対して、要介護区分に関係なく、20万円を上限に、利用者負担を除いた額が支給されます。

対象となるのは、以下の工事に限られます。

- (1)手すりの取り付け
- (2)段差や傾斜の解消
- (3)滑りにくい床材等への変更
- (4)引き戸などへの扉の取り替え
- (5)和式便器を洋式便器などに取り替え

その他(1)～(5)の住宅改修に付帯して必要となる工事

住宅改修の流れ

ケアマネジャーや包括支援センターへ相談、必要性の確認



見積り依頼・施工業者の選択



工事前に岐阜市に事前申請



岐阜市が内容を審査し、承認の可否を通知



改修工事の施工⇒完成



工事費用全額を施工業者へ支払い



岐阜市に住宅改修費の支給申請



支給申請完了の翌月末、被保険者へ保険分を支給

**工事の前と後に
申請が必要です！**

住宅改修費支給の要件

- ① 要支援1・2 要介護1～5 の認定を受けていること。
- ② 住所地の住宅であること。
- ③ 利用者が在宅生活をしていること。
- ④ 新築・増築の住宅でないこと。

※これから新築・増築の施工を行う場合は保険対象になりません。

- ⑤ 日常生活動作の動線上必要なものであること。

※介護保険で行う住宅改修は、あくまでも日常生活動作を助けるためのもので、趣味や仏壇等へのお参り、庭の手入れ、ペットの世話といった本人の生きがいや生活を充実させるための工事については、介護保険の対象とはなりません。ここでの日常生活動作とは、在宅での生活を続けていくための動作を指しています。

住宅改修の対象・対象外となる事由一覧

対象内(例)	対象外(例)
・排せつ	・趣味
・入浴	・仏壇へのお参り
・外出	・畑や庭の手入れ
・洗濯	・リハビリ目的のもの
・ごみ捨て	・ペットの世話

※本人の生きがいや生活を充実させるための工事は支給対象外となります。

便器の取り替えについて

- ・ 洋式便器から洋式便器への取り替えは介護保険の対象外です。
- ・ すでに住宅内に洋式便器がある場合は、和式便器から洋式便器への取り替えであっても介護保険の対象外です。
- ・ 腰掛便座を用いて、和式便器を腰掛式にして使用している場合は、和式便器から洋式便器への取り替えは介護保険の対象外です。

給付制限について

<介護保険料の給付制限とは>

介護保険料を納めないと、滞納している期間に応じて様々な措置が取られます

①納期限を過ぎた場合

督促が行われ、延滞金や督促手数料を支払う必要があります

※令和3年度以降は督促手数料は発生しません

②1年以上滞納した場合

利用したサービス費用の全額を一旦自己負担し、申請により後から保険給付分(費用の7~9割)が支払われます

⇒ **支払方法変更(償還払い化)**とといいます

③2年以上滞納した場合

利用者負担が引き上げられ、高額介護サービス費等が受けられなくなります。

1・2割負担→3割負担 3割負担→4割負担

⇒ **給付額減額**とといいます

②の償還払い化と③の給付額減額を「**給付制限**」とといいます。

給付制限の解除方法

●償還払いの場合

滞納している介護保険料を納めることで解除となります。
解除の際には被保険者に解除日の通知を送ります。

●給付額減額の場合

介護保険料の時効は2年であり、給付額減額は時効となった期間に対するものであるため、解除はできません。

給付制限の確認方法

- 給付制限が開始される際には、被保険者あてに開始の通知文書と開始日が入った被保険者証をお送りしますので、内容のご確認をお願いいたします。
- 給付額減額の期間中にも、本来の割合(1割～3割)が記載された負担割合証が送られてくる場合がありますが、3割または4割が正しい割合となります。被保険者証をよく確認してください。
(次ページを参照してください)

(一)

介護保険被保険者証

被 保 険 者	番 号	
	住 所	
	フリガナ	
	氏 名	
	生年月日	年 月 日
交付年月日	令和 年 月 日	
保険者番号 並びに保険 者の名称及 び印	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-right: 10px;">212019</div> <div style="font-size: 2em; font-weight: bold; margin-right: 10px;">岐阜市</div> </div>	

(二)

要介護状態区分等	
認定年月日 <small>(要介護対象者の場合は、 基本チェックリスト実施日)</small>	令和 年 月 日
認定の有効期間	令和 年 月 日～令和 年 月 日
居宅サービス等	区分支給限度基準額
	令和 年 月 日～令和 年 月 日
	1 月 当 たり 単 位
<small>(うち種類支給限度基準額)</small>	サービスの種類 種類支給
認定審査会 の意見及び サービスの 種類の指定	

(三)

給付制限	内 容	期 間
	支払方法変更	開始年月日 令和 4 年 12 月 1 日 終了年月日 年 月 日
	給付額の減額	開始年月日 令和 4 年 12 月 1 日 終了年月日 令和 7 年 7 月 31 日
		開始年月日 年 月 日 終了年月日 年 月 日

被保険者証の右上に給付制限の内容と
期間が記載されています。内容のご確認
をお願いいたします。

種類	入所 等	年月日 年 月 日
名称	退所 等	年月日 年 月 日

介護サービス費の取り扱いについて

●償還払いの場合

介護サービス費は、全額利用者負担となるため、国保連合会への請求はできません。償還払いの人の請求を国保連合会にされた場合は返戻になります。請求の際は、介護保険課にご相談ください。

●給付額減額の場合

国保連合会へ請求できますが、給付率に注意してください。